

弥生時代の倭人風俗に関する一考察 「断髪」と「被髪」の意味をめぐって

王 勇

(平成16年9月30日 提出)

はじめに

弥生時代の倭国を知るうえで、『魏志・倭人伝』は現存する唯一まとまった文字資料である。倭国社会の全般について記録する点に注目すれば、その価値は出土資料をはるかに凌駕するものと言っても過言ではなからう。したがって、日本古代史の学界で『魏志・倭人伝』の研究ブームが持続している理由がうなずける。

『魏志・倭人伝』に関する注釈書、研究書、概説書などが書肆に氾濫するほど多いけれど、まだ尽くされていない部分があるのも事実である。本稿は『魏志・倭人伝』に用いられる「断髪」と「被髪」を取りあげて、従来の「髪をきる」と「髪をふり乱す」の解釈に疑問を呈し、漢語形成史の角度からその語源と意味を追究し、弥生時代における倭人風俗の一側面を明らかにしようとするものである。

一、越人の「断髪」

『魏志・倭人伝』では「男子無大小、皆黥面文身。自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫。(男子は大小となく、皆黥面文身す。古よりにて、その使中國に詣るや、皆自ら大夫と称す)」¹⁾ について、中国越族の風習を次のように紹介する。

弥生時代における日本列島の社会情勢を知るためには、考古資料に頼るほか、二八〇年ごろ「晋」陳寿の撰した『魏志・倭人伝』はもともと参考に値する文献資料であるとされる。

近年、弥生時代に関する研究は、考古学の新発見と『魏志・倭人伝』の再解釈とによって、大きな進展を成し遂げてきた。考古資料としては、吉野ヶ里遺跡の発掘や弥生土器に文字らしきものの発見などははるかに学問の領域を超えて、社会的なブームを巻き起こしている。文献資料としては、『魏志・倭人伝』は関連の書籍が書店に氾濫するほど文字通り、「百家争鳴」の盛況を呈し、一つの流行ともなっている。

ところが、考古資料はともかく、『魏志・倭人伝』の本文解読は時勢に流されている傾向があり、また『三国志』に含まれる『魏志』の最後に付せられた「倭人伝」を、『三国志』または『魏志』から切り離して無限にクローズアップさせようとする雰囲気を感じ取られる。その結果、地味な基礎研究が軽んじられ、世論に迎合する言論がもてはやされるのである。

『魏志・倭人伝』は三世紀ごろの日本列島を詳しく記録している点に異論はないが、その内容を正確に把握するためには、執筆の視点から文中の用語まで中国の文脈のなかにおいて考察しなければならぬ。本稿は「断髪」と「被髪」の二語にスポットを当て、陳寿の持つ中国的な色眼鏡に映し出された弥生時代の倭人像を追究してみたい。

キーワード 魏志倭人伝 弥生時代 断髪文身 倭人風俗

夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害。
(夏后少康の子、会稽に封ぜられ、断髪文身して、以て蛟龍の害を避く。)

夏后は国号のこと、少康はその六代目の王、その子は無余という。「漢」趙燁『吳越春秋』(卷四)には、「禹以下六世而得帝少康、少康恐禹祭之絶祀、乃封其庶子於越、號曰無余(禹より以下六世にして帝少康を得たり。少康、禹祭の祀を絶つを恐れ、乃ちその庶子を越に封ぜ、号して無余といふ)」と見える。また「漢」班固『漢書・地理志』(卷二十八上)は越の風俗として、「其君禹後帝少康之庶子。云封於會稽、文身斷髮、以避蛟龍之害(その君は禹後の帝少康の庶子なり。會稽に封ぜられ、文身断髪し、以て蛟龍の害を避く)」と記している。

右によれば、断髪は越人の風俗として、上古の無余にまで遡れるかもしれないが、「蛟龍の害を避く」ための便宜策から制度として整えたのは、後述するように「吳越同舟」や「臥薪嘗胆」などの故事で知られる越王の勾践(句践とも書く)その人だったらしい。勾践の系譜は、「漢」司馬遷『史記・越王勾践』(卷四十一)には、こう記されている。

越王勾踐、其先禹之苗裔、而夏后帝少康之庶子也。封於會稽、以奉守禹之祀。文身斷髮、披草萊而邑焉。後二十餘世、至於允常……允常卒、子勾踐立、是為越王。

(越王勾践、その先は禹の苗裔、而して夏后帝少康の庶子なり。会稽に封ぜられ、以て禹の祀を奉守す。文身断髪して、草萊を披きて邑とす。のち二十余世、允常に至る。……允常卒するや、子勾践立ち、これ越王なり。)

『魏志・倭人伝』は、越人の「断髪文身」の記録につづいて、「今倭水人好沉没捕魚蛤、文身亦以厭大鱼・水禽、後稍以爲飾。(今、倭の水人は好んで沉没して魚蛤を捕え、文身し亦以て大鱼・水禽を厭う。後やや以て飾りと爲す。)」と述べ、越人と倭人が同じく海人に属し、その風習が頗る類似していることを意識して、共通項として断髪文身のことを特記したのだからと考えられる。

二、「断」の意味

さて、断髪「断」とは一体どういう意味なのか、ここで関連の用例を調べてみよう。

会稽に封ぜられた夏后少康の子こと無余にさかのぼる越人の断髪風習は、戦国時代に隣国の呉と激しく対立する越王の勾践に至って、制度として定着した。『墨子・貴義』(卷十二)に「昔者、越王句践剪髪文身、以治其國。(昔は、越王句践は剪髪文身して、以てその国を治む)」とあり、ここでは断髪のことを「剪髪」と表現し、勾践はこうした格好で国に君臨しているという。

越人の断髪について、「漢」班固『漢書』(卷六十四上)に「越方外之地、剪髪文身之民也。(越は方外の地にして、剪髪文身の民なり)」とあり、「清」吳玉搢『別雅』(卷三)は「剪髪、剪髪也……皆同翦(剪髪は剪髪なり……皆、翦に同じ)」とした上で、『韓非子・用人篇』『魏都賦』『史記・魯世家』『漢書・章賢傳』などに用いられる「攢」「鑽」「髻」も「翦」と同義であると主張する。同書はさらに『廣韻』を引用して、「翦、截也。俗作剪。(翦は截なり。俗に剪に作る)」と付け加える。

右のように、断髪「断」は「攢」「鑽」「髻」「翦」「截」「剪」と同義語であることがわかる。したがって、『魏志・倭人伝』に注

弥生時代の倭人風俗に関する一考察

釈を施す日本の研究者は、「この「断髪」について、「髪をたつ」「髪をきる」「髪をそる」「髪を短くする」などと解釈しているのも一見して、根拠なきことでもなさそうである。しかし、筆者はかねてよりこれらの語釈に大きな疑問を懐くのである。なぜなら、断髪は文献によって「祝髪」や「被髪」に置き換えられるケアーがあるからである。

三、「被髪」と「祝髪」

『禮記・王制』に「東方曰夷、被髪文身、有不火食者矣。（東方は夷といい、被髪文身して、火食せざる者あり）」との記載がある。つまり、「被髪文身」は夷と称される東方異民族の典型的な風習とされるのである。ちなみに、「この「被」は中国語でpéiではなく「péi」と発音し、「披」に通じる漢字である。日本の研究者は前述のように、「この字を普通「ふり乱す」と解釈している。

それでは、「夷」の一種ともみなされる越人はその姿をどう描かれているかを見てみよう。『史記・趙世家』（巻四十三）に「剪髪文身、錯臂左衽、甌越之民也。（剪髪文身にして、錯臂左衽するは、甌越の民なり）」と見える。よく引かれる文章であるが、注意すべきはほぼ同じ内容を、『戰國策』（巻十九）は「被髪文身、錯臂左衽、甌越之民也。（被髪文身にして、錯臂左衽するは、甌越の民なり）」と記していることである。さらに、文淵閣四庫全書本『戰國策』は右文に対して、「他の三本では被を祝に作る」という「漢」高誘の注を引いている。祝は「断つ」と「編む」の二義がある。

ちなみに、「明」楊士奇ほか『歴代名臣奏議』（巻一百十八）、「明」徐元太『喻林』（巻一百三）、「明」馮琦ほか『經濟類編』（巻十三）、「清」馬驥『繹史』（巻一百二十七）、「清」李鐸『尚史』（巻六十九）

では「被髪文身」と引かれているから、少なくとも明清時代では「被」を本字としていることがわかる。

以上見てきてたように、越人の風習とみなされる「剪髪」は「被髪」または「祝髪」に置き換えられる。前述のごとく「剪髪」「イコール」「断髪」ならば、「断髪」を「髪をきる」、「被髪」を「髪をふり乱す」という従来の定説と齟齬してしまう。

四、呉人の「祝髪」

「呉越同舟」の故事に示されるとおり、越と境を接する呉の風習はどうであるか、次に見てみよう。

『春秋穀梁傳』に「呉夷狄之國也、祝髪文身。（呉は夷狄の国なり。祝髪文身す）」とある。ただし同文を「宋」陳祥道『禮書』（巻四）、「宋」馬端臨『文獻通考』（巻一百一十一）はともに「呉夷狄之國也、被髪文身。（呉は夷狄の国なり。被髪文身す）」と引いている。

話はやや逸れるが、「宋」李昉ほか『太平御覽』（巻七百八十二）に引かれた『魏志・倭人伝』は「男子無大小、皆黥面文身」につづいて、「聞其舊語自謂太伯之後（その旧語を聞くに、自ら太伯の後という）」と見える。

太伯（泰伯とも）が周王（古公）の長男、次男の仲雍（虞仲とも）を連れて、華夏の地から辺鄙の呉に逃れたことは、『史記』などに記される有名な話である。呉に逃れた太伯は土俗にしたがって断髪文身して王となった。この「断髪」は文献によって「剪髪」または「剪髪」と記されることがあるが、「被髪」とする例も見られる。

「宋」李昉ほか『太平御覽』（巻五百七十一）の例を挙げよう。

太伯與虞仲俱去、被髮文身以變形、託為王採藥。後聞古公卒、乃還奔喪。哭於門外、示夷狄之人、不得入王庭。

(太伯と虞仲は俱に去り、被髮文身して以て形を変え、王のために藥を採るを託く。後に古公卒するを聞き、乃ち還りて奔喪す。門外に於いて哭す。夷狄の人を示せば、王庭に入るを得ず)

そのほか、「清」陸隴其『四書講義困勉録』(巻十一)も「泰伯…與仲雍俱逃、被髮文身、示不可用。(泰伯…と仲雍は俱に逃れ、被髮文身して、用うべからざるを示す)」として、「被髮」を用いている。

以上のように、「被髮」は「祝髮」または「断髮」「剪髮」「剪髮」などと同じ意味で用いられている。果たしてや、「漢」高誘は『淮南鴻烈解』(巻一)の「被髮文身、以像鱗蟲」に注して、「被、剪也。文身、刻畫其體為蛟龍之状、以入水蛟龍不害也。故曰以像鱗蟲。(被は翦なり。文身はその体を刻画して蛟龍の状と為し、以て入水して蛟龍の害せざるなり)」と述べる。

五、男子の「露紒」

『魏志・倭人伝』に話を戻そう。倭人の男子について、「男子皆露紒、以木縣招頭。(男子はみな露紒し、木縣を以て頭を招る)」とある。

紒とは、髪を束ねて髻とするもの、すなわち「髻」または「結」と同じ意味に取れる。「清」沈自南『藝林彙考・服飾篇』(巻三)は『丹鉛錄』を引いて、「紒結二者、皆髻也。(紒と結の二つは、みな髻なり)」と解釈する。

露紒は「露頭」「魁頭」「科頭」ともいう。たとえば、「宋」任廣『書教指南』(巻十八)は「露頭曰魁頭、露紒。(露頭は魁頭、露紒という)」と説明する。『後漢書・韓伝』の「魁頭」について、「唐」李賢は「髪を以て縈繞し科結を成すを謂う」と注記する。つまり髻のままで冠や頭巾をかぶらない状態を指す。

「以木縣招頭」の「招」を「しはる」と訓むのが正しい。ここは意味的に「束」に近い。髪をしはって髻とするものを「紒」という。傍証として、『隋書・倭国伝』は『魏志・倭人伝』の「露紒」にあたる部分を「頭亦無冠、但垂髮於兩耳上。(頭にまた冠なく、ただ髪を兩耳の上に垂るのみ)」と説明する。それについて、「至隋、其王始制冠。(隋に至り、その王、始めて冠を制す)」とも記している。

以上のように、倭の男子は木縣で髪を二つに束ねて紒をなし、それを両側の耳の上に垂らす格好であると推測される。ただし、冠を被らないで紒を露出しているため、「露紒」と称される。ところが、それが越人の「断髮」と同一視されるのはなぜなのか。

六、婦女の「被髮屈紒」

『魏志・倭人伝』は女性の服飾について「婦人被髮屈紒、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之。(婦人は被髮屈紒し、衣を作ること単被の如く、その中央を穿ち、頭を貫きてこれを衣る)」と記録する。

この被髮について、佐伯有清氏は「髪を結ばないで、ふり乱し、冠もつけないこと」と解釈する。(佐伯有清著『魏志倭人伝を読む上』、吉川弘文館、二〇〇〇年十月)

また屈紒は紒を曲げることを意味する。「唐」李延壽『北史・倭国傳』は『魏志・倭人伝』の「婦人被髮屈紒」に相当する部分を

弥生時代の倭人風俗に関する一考察

「婦人束髪於後（婦人は髪を束ねて後にす）」と記す。もし被髪を「髪を結ばないで、ふり乱し、冠もつけないこと」とすれば、屈紒の意味するところと齟齬し、そもそも「婦人被髪屈紒」とある表現自体が矛盾していて問題となる。

ここで、参考となるのは、「唐」姚思廉『梁書・倭傳』に「風俗不淫、男女皆露紒（風俗は淫れず、男女みな露紒す）」とある記録である。右文から推測すれば、倭の男子と婦女は紒を両耳の上に垂らすか後ろに曲げるかの相違はあるものの、紒を露出する点で一致しているということになる。

「露紒」と「屈紒」の意味はこれで明らかになったと思われるが、したがってそれぞれに対応する「断髮」と「被髮」の意味についても、従来の解釈を今一度見直さざるを得なくなった。

七、「中国は冠笄」

中国の礼制では、男子が成年すると冠をかぶり、女子が成年すると笄を挿す。それを「加冠及笄」という。冠は頭髪を覆うもの、笄は簪に類似するもので髪を固定することである。『儀礼・士冠礼』に「將に冠する者は采衣と紒」、『礼記・内則』に「女子（十有五年にして笄す」とある。『明』朱朝瑛『讀詩書記』（巻一）は「童子垂髪為髻、至長而束髪加冠。（童子は髪を垂らして髻を為し、長きに至りて髪を束ねて冠を加う）」と述べる。『宋』司馬光『書儀』（巻二）は、男女の成人式の仕来りを詳しく伝えている。

男子については、「冠儀」の項で次のように述べられている。つまり、男子は十二歳から二十歳にかけて、冠礼を行なう。その日、男子は「雙紒、袍、勒帛、素履」の姿で現われ、賓客は櫛で二つの紒を合わせてまとめ、それに幪頭を加える。次に巾を着ける。次

に帽を進める。次に幪頭を加える。

女子については、「笄」の項で次のように述べられている。つまり、女子は十有五年にして笄を加える。その日、女子は「雙紒、櫛」の姿で現われ、賓客は冠および笄を加え、贊者は首飾を施す。

男子の「双紒」について、「童子紒似刀鐔、今俗所謂吳雙紒也。（童子の紒は刀鐔に似、今の俗に所謂の吳の双紒なり）」との注記がある。倭人男子の「頭亦無冠、但垂髪於兩耳上。（頭にまた冠なく、ただ髪を兩耳の上に垂るのみ）」（『隋書・倭国伝』）との類似が起される。また女子の「笄」についても、「笄如今采子之類、所以綴冠者。（笄は今の采子の類の如く、所以に冠を綴る）」と注記がついている。

以上で明らかのように、幼児と成人の区別、または礼の世界に入るか否かは、冠か笄を加えたかどうかで判断される。「清」呉玉搢『別雅』（巻三）に「中國冠笄、越人鬻髮（中国は冠笄、越人は鬻髮）」とあるのは、それを文明と野蛮の基準にまで広げたわけである。

八、越と梁の激論

「清」呉玉搢『別雅』（巻三）は中国の「冠笄」と越人の「鬻髮」とを正反対の概念として捉えているわけである。鬻髮は「断髮」と同義であることは、前述のとおりである。中華の正統を奉じる梁と辺地にあつて野蛮な風俗に染まった越との間に、衣冠制度をめぐる論争が起こった。このことは「漢」劉向『説苑・奉使』（巻十二）に詳しく語られている。

越使諸發執一枝梅遺梁王、梁王之臣曰韓子、顧謂左右曰…「惡有以一枝梅以遺列國之君者乎？請為二三子慚之。」出謂諸發

曰…「大王有命…客冠則以禮見、不冠則否。」諸發曰…「彼越亦天子之封也。不得冀充之州、乃處海垂之際、屏外蕃以為居。而蛟龍又與我爭焉、是以剪髮文身、爛然成章以像龍子者、將避水神也。今大國其命…冠則見以禮、不冠則否。假令大國之使、時過敝邑、敝邑之君亦有命矣。曰…『客必翦髮文身、然後見之。』於大國何如？意而安之、願假冠以見。意如不安、願無變國俗。」梁王聞之、披衣出、以見諸發、令逐韓子。

その大意は以下のごとくである。諸發という越の使者は梁王に梅一枝を献じようとした。韓子という梁の大臣は怒って報復を企てた。諸發に向かつて「冠を被らねば、王に会えない」と困らせた。諸發は「梁の使者は越に遣わされ、翦髮文身せねば、王に会わせないとすれば、どう思う」と反論した。それを聞いた梁王は韓子を追い出し、諸發を礼遇したという。

論争の焦点は明らかのように髪長の長短ではなく、冠の有無に絞られている。呉の太伯と仲雍は髪を短く切ったから「王庭に入るを得ず」ではなく、冠を被らずに紛を露出しているから、王位の継承者として「用うべからざるを示す」ことになったのである。

ちなみに、「宋」呂祖謙『左氏傳續説』に「呉髪短」の項を立てて「蓋呉之俗、斷髮文身。（蓋し呉の俗にして、断髮文身なり）」と見える。断髮に対する誤解は宋代からすでに始まったらしい。もし「断髮」と「被髮」が互換できること、また「断髮」と「露紛」の間連および「被髮」と「屈紛」の連用を知っていれば、このような過ちを犯さずに済むのであろう。

むすび

「断髮」と「被髮」は、冠か笄を加えていない状態、つまり髪を衣冠制度に基づいて整えていないことをいう。男子にしては露紛の状態、女子にしては屈紛の状態、魏人の目から見れば、いずれも児童の惣角に似た髪形に見えたであろう。

つまり、男子の断髮は露紛のことであって髪を短く剃ることでなく、女子の被髮も屈紛のことであって髪を振り乱す状態ではない。『魏志・倭人伝』の選者である陳寿はあくまでも中国の「冠笄」制度に立脚し、つまり「華夷」の色眼鏡をかけて三世紀の倭人風俗を観察しかつ評価し、そして紛を兩耳の上に垂した男子を「断髮」や「露紛」、紛を後ろに束ねた女子を「被髮」や「屈紛」と表現したにすぎない。

ちなみに、越人と倭人とが共有する「断髮文身」の習俗は「龍子」をかたどって水害を避けるためだが、仮想動物である龍の頭部を想像すれば、丸刈りの姿ではなく、紛のような角を突き出す形なのである。